

16年富山県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第5項を削り、同条の次に次の2条を加える。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第3条の2 情報通信技術利用条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると県の機関等が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると県の機関等が認める場合

(申請等に係る添付書面等の省略)

第3条の3 情報通信技術利用条例第3条の2に規定する規則で定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)第5条に規定するもののほか、県の機関等が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教・教育企画課)

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月25日

富山県公安委員会委員長 金井 豊

富山県公安委員会規則第4号

富山県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

富山県警察の組織に関する規則(昭和58年富山県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の表警備課の項を次のように改める。

警 備 課	(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。 (2) 災害警備及び治安警備に関すること。
-------	--

	<p>(3) 警衛に関すること。</p> <p>(4) 警護に関すること。</p> <p>(5) 警備部隊の教養訓練及び運用に関すること。</p> <p>(6) 多衆運動に関する条例（昭和24年富山県条例第24号）の規定による事務の取扱いに関すること。</p> <p>(7) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の施行に関する事務で警察の所掌に属するもののうち、核燃料物質の防護に係るものに関すること。</p> <p>(8) 放射性同位元素等の規制に関する法律の施行に関する事務で警察の所掌に属するもののうち、特定放射性同位元素の防護に係るものに関すること。</p> <p>(9) 特定物質（化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第3項に規定する特定物質をいう。以下同じ。）及び特定病原体等（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第21項に規定する特定病原体等をいう。以下同じ。）を使用したテロリズム（広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。）が行われることを防止するための特定物質及び特定病原体等の防護に関すること。</p> <p>(10) 警察用航空機の運用に関すること。</p>
--	--

第4条の表を次のように改める。

課・隊・センター	位 置
留置管理課	富山市婦中町宮ヶ島
運転免許センター	富山市高島
交通機動隊	富山市下飯野
高速道路交通警察隊	富山市黒崎
機 動 隊	富山市高島

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

富山県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和6年3月25日

富山県議会議長 山 本 徹

富山県議会規則第1号

富山県議会会議規則の一部を改正する規則

富山県議会会議規則（昭和32年富山県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第130条・第131条」を「第130条—第132条」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同条第2項を次のように改める。

- 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮つて決める。

第10条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であつて緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第109条中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に、「議長の許可を得たときは」を「会議への出席に必要と認められる物であつて議長にあらかじめ届け出たものについては」に改める。

第130条を次のとおり改める。

（電磁的記録による作成等）

第130条 この規則の規定（第28条第1項（第84条において準用する場合を含む。）を除く。）において議会又は議長若しくは委員長（以下「議会等」という。）が文書等（法第138条の2第1項に規定する文書等をいう。以下同じ。）を作成し、又は保存すること（以下「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録（法第100条第15項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）により行うことができる。

- 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの
-

規則の規定により文書等により行われたものとみなす。

第131条を第132条とし、第130条の次に次の1条を加える。

(電子情報処理組織による通知)

- 第131条** 議会等に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法（以下「オンライン手続」という。）により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、オンライン手続により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該オンライン手続により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
 - 3 前2項のオンライン手続により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなす。
 - 4 第1項又は第2項のオンライン手続により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第41条第3項及び第125条の規定による議員に対する通知にあつては、議長が定めるところにより、当該通知をすべき事項の電磁的記録について、議員が閲覧し、又はその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置がとられた時）に当該者に到達したものとみなす。
 - 5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項のオンライン手続により行う場合には、当該署名等については、当該署名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

政令第11条第3項の介護納付金納付金所得係数	0.9519184143533
政令第11条第6項の介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999960174
政令第11条第7項の介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

富山県告示第138号

富山県花総合センターの使用料及び物品売払代金の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、富山県花総合センターの使用料及び物品売払代金の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年3月25日

富山県知事 新田八朗

1 委託先

砺波市花園町1番32号
公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団

2 委託年月日

令和6年4月1日

富山県告示第139号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和6年3月25日

富山県知事 新田八朗

1 公の施設の名称

富山県花総合センター

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団

砺波市花園町1番32号

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

富山県告示第140号

知事管理漁獲可能量の変更について

以下の特定水産資源に関する令和5管理年度の同項に掲げる数量を令和6年3月7日付けで以下のとおり変更したので、漁業法第16条第5項において準用する第4項の規定により公表する。

令和6年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

くろまぐろ（小型魚）に関する令和5管理年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）における知事管理漁獲可能量は、次のとおり変更する。

第1 くろまぐろ小型魚

1 富山県に配分された都道府県別漁獲可能量

125.6トン

2 知事管理区分と知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
富山県氷見漁業協同組合（定置漁業）	77.06トン
富山県新湊漁業協同組合（定置漁業）	33.27トン
富山県とやま市漁業協同組合（定置漁業）	4.93トン
富山県魚津漁業協同組合（定置漁業）	4.59トン
富山県その他漁業協同組合（定置漁業）	1.44トン
富山県その他漁業	4.31トン

富山県告示第141号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
県道 富山環状線	富山市黒瀬字大屋割 607番地先から	変更前		最大 12.2 最小 8.0	49.4	富山土木センター
	富山市黒瀬北町二丁目20番まで	変更後		最大 23.9 最小 10.5	49.4	

富山県告示第142号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月25日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
県道 富山環状線	富山市黒瀬字大屋割 607番地先から 富山市黒瀬北町二丁目20番まで	令和6年3月25日	富山土木センター

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

都市計画事業の施行

富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業の施行について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

令和6年3月25日

富山県知事 新 田 八 朗

1 都市計画事業の種類及び名称

富山高岡広域都市計画都市高速鉄道事業

3号 富山地方鉄道本線

2 施行者の名称

富山県

3 事務所の所在地

富山市新総曲輪1番7号 富山県土木部都市計画課

富山市舟橋北町1の11 富山県富山土木センター

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし
